

令和 5年2月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

3月の「もっけん」たより

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、第157回組合会におきまして令和5年度の健康保険料率および介護保険料率については料率の改定を行わず据え置くものとして承認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。大変厳しい経済状況の中ではございますが、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

	健康保険料率	介護保険料率
事業主負担	50.60/1000	9.00/1000
被保険者負担	47.40/1000	9.00/1000
合計	98.00/1000	18.00/1000

- ・ 毎月の給料（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）にかかる保険料率
- ・ 介護保険料の納付対象者は、40歳以上65歳未満の被保険者
- ・ 健康保険料率、介護保険料率とも令和5年3月分（4月納入告知分）から適用
※詳細な料額表は当健保ホームページに掲載する予定です。

◎ 長島リゾートの利用補助券について（令和5年3月1日～）

来年度も長島リゾートの利用補助券を希望者の方へ配付いたします。利用補助券についてのご案内および申込書は当健保ホームページに掲載する予定です。

◎ 年間医療費のお知らせについて

令和4年12月分の医療費は記載されていないため、確定申告をする場合は12月分のみ医療費控除の明細書の作成が必要です。尚、記載されているのは令和5年1月時点で医療機関等より健保に請求のあるもののみとなりますので、ご自身の領収書等とよく照らし合わせのうえ、確定申告等をお願いします。